

王寺町高齢者等家族介護支援事業(紙おむつ支給事業)に関する仕様書

1 事業名 王寺町紙おむつ支給事業

2 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 場所 王寺町が指定する町内各利用者宅

4 業務

紙おむつ支給事業を行う事業者は、王寺町が紙おむつ等の支給を決定した利用者の居宅に、紙おむつ等の支給を行うとともに、紙おむつ等に関する助言等を行うものとする。

5 対象予定者数

40名程度

6 事業者の選定

事業者が作成するパンフレットをもとに利用者が事業者を選定し、王寺町に届出を行う。届出を受けた王寺町は、利用者が選定した事業者に連絡を行い、利用者の氏名、住所、連絡先を伝えるものとする。

7 紙おむつ等の配達方法

- ① 配達場所は、王寺町が指定する利用者宅とする。
- ② 支給する紙おむつ等の種類や枚数等については、事業者が利用者に直接伺い、決定する。
- ③ 事業者は、利用者の希望する商品を奇数月に翌月の偶数月分と合わせて、2カ月分配達するものとする。ただし、5月の支給時は4月分を含む3カ月分を配達し、3月の支給時は1カ月分を配達する。また、新規の利用者で、開始月が偶数月の場合は、初回1カ月分を開始月に配達し、それ以後の支給は他の利用者と同様に扱う。
- ④ 紙おむつ等の支給限度額は、利用者1人あたり月額3,500円を上限とし、その金額を超えた場合は、超えた金額のみ利用者が負担する。その際、事業者は利用者から負担額を徴収し、領収書を発行する。
- ⑤ 紙おむつ等の種類や枚数等を変更する場合は、次回配達月より変更を行うこととする。変更点については、王寺町にその都度速やかに報告すること。また、紙おむつの種類等の選択にあたり、利用者から相談を受けた場合は対応すること。
- ⑥ 事業者は、紙おむつ等を利用者に納品する際は、納品受領書に必要事項を記載し、利用者の確認及び受領印を受けること。
- ⑦ 利用者より事業者の変更希望があった際は、速やかに王寺町に報告し、次回からの配達を停止することとする。また、王寺町が事業者へ依頼していない利用者から事業者へ直接配達の依頼があった場合、速やかに王寺町に報告し、王寺町の指示を受けること。王寺町に報告せずに、紙おむつ等の支給を行った場合、本事業の対象外とする。
- ⑧ 配達は、商品の知識がある者が直接行うこととし、配送専門業者への委託は認めない。

8 紙おむつの種類

品目は別紙1の基準を満たす以下のものとし、取扱い商品は全て利用者配布用パンフレットに含むこと。

- ア 紙おむつ(テープ止めタイプ)
- イ 紙おむつ(パンツタイプ)
- ウ 紙おむつ(フラットタイプ)
- エ 尿取りパッド

9 紙おむつの品質

事業者が利用者に配達する紙おむつ等は、衛生面に留意し、商品に合わせて必ず密封包装を行い、配達しなければならない。また、包装については、サイズ、枚数等、中身と異なった表示をしないこと。

10 価格の設定

紙おむつ等の金額については、事業者が設定する価格とする。ただし、設定する価格には、配達に係る経費や消費税等の全てを含み、利用者配布用パンフレットに記載の価格と同一にすること。また、契約期間中の利用者配布用パンフレットの変更は認めない。

11 事業者への支払

事業者は支給分を取りまとめ、納品受領書、実施報告書を添えて、支給月の翌月15日までに王寺町へ請求するものとする。王寺町は支給月の翌月15日までに請求があったときは、その日から30日以内に事業者の指定口座に振込むものとする。

12 利用者の状況変更等の報告等

事業者は、事業の実施上、次の各号に該当する事由による利用者や家族の状況の変更を確認した場合は、王寺町に報告し、配達を中止するものとする。

- ① 医療機関、介護保険施設へ入院、入所したとき
- ② 前記のほか、居宅以外の場所で生活することになったとき
- ③ 町外へ転出したとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 紙おむつを必要としなくなったとき
- ⑥ 家族が同居を解消したとき

13 実施報告書

事業者は、各月ごとの業務終了後、実施報告書(様式は任意)を王寺町に提出するものとする。ただし、利用者毎に支給した紙おむつ等の種類及び枚数、支給額が分かるように一覧にして記載すること。

14 事業の目的以外の利用等の禁止

事業者は、王寺町の指示又は承諾がある場合を除き、この事業による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

15 解除権

王寺町は、事業者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるときは、契約を解除することができる。

16 その他

- ① 営業行為は行わないこと。
- ② おむつの当て方等について、適宜、講習会等を王寺町指定の場所で開催すること。なお、その際に係る経費は事業者が負担する。